

○国土交通省告示第二百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

評価方法基準及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示

（評価方法基準の一部改正）

第一条 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 出 後	改 出 前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイから<u>リ</u>までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。)を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ 限界耐力計算による場合</p> <p>次の①から③まで (等級1への適合判定にあつては②及び③) に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 令第82条の5第1号から第5号まで (①に基づく構造計算によって同条第5号に基づく構造計算と同等の<u>安全性</u>が確かめられた場合にあつては、同条第1号から第4号まで) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。</p> <p>③ (略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイから<u>チ</u>までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。)を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ 限界耐力計算による場合</p> <p>次の①から③まで (等級1への適合判定にあつては②及び③) に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 令第82条の5第1号から第5号まで (①に基づく構造計算によって同条第5号に基づく構造計算と同等の<u>安全さ</u>が確かめられた場合にあつては、同条第1号から第4号まで) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。</p> <p>③ (略)</p>

ロ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の地上部分について、次のa又はbのいずれかに適合し、かつ、次のcに適合している場合を除いては、令第82条の3第1号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第2号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1の1-1(2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下1-1において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第4第3号ロ(1)中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第4第4号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第4第5号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

a・b (略)

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定める構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の7、第70条及び第80条の3を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基

ロ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の地上部分について、次のa又はbのいずれかに適合し、かつ、次のcに適合している場合を除いては、令第82条の3第1号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第2号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下1-1において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第4第3号ロ(1)中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第4第4号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第4第5号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

a・b (略)

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定める構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基

準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① （略）

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第5号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、告示第18第1号から第4号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から④まで（等級1への適合判定にあつては③及び④）の規定に適合していること。

①・② （略）

③ 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①又は②に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和58年建設省告示第1320号第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

④ （略）

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基準に適合していること。

① 昭和56年建設省告示第1100号（以下このホにおいて「告示

準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① （略）

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第5号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、告示第18第1号から第4号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から④まで（等級1への適合判定にあつては③及び④）の規定に適合していること。

①・② （略）

③ 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5、①又は②に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和58年建設省告示第1320号第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

④ （略）

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基準に適合していること。

① 昭和56年建設省告示第1100号（以下このホにおいて「告示

」という。)第3第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定に適合していること。この場合において、同項中「令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各号」とあるのは「第一各号」と、同項第1号中「次の式により計算した数値」とあるのは「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の1の1-1(3)ホ①の式により計算した数値及び同告示に規定する耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じて得た数値」とする。

(式 略)

②～④ (略)

⑤ 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重(令第84条に規定する固定荷重をいう。以下同じ。)及び積載荷重(令第85条に規定する積載荷重をいう。以下同じ。)並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重(令第86条に規定する積雪荷重をいう。へ①b(ii)、チ①b(ii)及びリ①b(iii)において同じ。)による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

⑥ (略)

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれか(地階を除く階数が3以上の評価対象建築物、延べ面積が300㎡を超える評価対象建築物又は高さが16mを超える評価対象建築物にあつては、aに限る。)に適合していること。

」という。)第3第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定に適合していること。この場合において、同項中「令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各号」とあるのは「第一各号」と、同項第1号中「次の式により計算した数値」とあるのは「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の1-1(3)ホ①の式により計算した数値及び同告示に規定する耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じて得た数値」とする。

(式 略)

②～④ (略)

⑤ 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重(令第84条に規定する固定荷重をいう。以下同じ。)及び積載荷重(令第85条に規定する積載荷重をいう。以下同じ。)並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重(令第86条に規定する積雪荷重をいう。ホ①b(ii)において同じ。)による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

⑥ (略)

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれか(地階を除く階数が3以上の評価対象建築物)にあつては、aに限る。)に適合していること。

a (略)

b 告示第5第4号(イに係る部分に限る。)の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合において、同号イ中「次の式により計算した数値」とあるのは、「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の1の1-1(3)ホ①の式により計算した数値及び同告示に規定する耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じて得た数値」とする。

(i)・(ii) (略)

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①aに基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ト (略)

チ CLTパネル工法の評価対象建築物における基準

CLTパネル工法の評価対象建築物については、次の①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれか(地階を除く階数が3以上の評価対象建築物、延べ面積が300㎡を超える評価対象建築物又は高さが16mを超える評価対象建築物にあつては、aに限る。)に適合していること。

a 平成28年国土交通省告示第611号(以下このチにおいて「告示」という。)第10又は第11に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

a (略)

b 告示第5第4号(イに係る部分に限る。)の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の式により計算した数値」とあるのは、「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の1-1(3)ホ①の式により計算した数値及び同告示に規定する耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じて得た数値」とする。

(i)・(ii) (略)

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①)に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ト (略)

チ CLTパネル工法の評価対象建築物における基準

CLTパネル工法の評価対象建築物については、次の①及び②(等級1への適合判定にあつては②)に掲げる基準に適合していること。

① 平成28年国土交通省告示第611号(②において「告示」という。)第8、第9又は第10に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

b 次の (i) 及び (ii) の規定に適合していること。

(i) 告示第8第1項第5号 (イに係る部分に限る。) の規定に適合していること。この場合において、同号イ中「次の式により計算した数値」とあるのは、「評価方法基準 (平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号) 第5の1の1-1 (3) ホ①の式 (同式中「特定行政庁が令第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては」とあるのは、「平成28年国土交通省告示第611号第8第2号ロに掲げる基準に適合する評価対象建築物又は特定行政庁が令第88条第2項の規定によって指定した区域内における評価対象建築物にあつては」とする。) により計算した数値及び同告示に規定する耐震等級 (倒壊等防止) に応じた倍率を乗じて得た数値」とする。

(ii) 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

② 令第3章第8節 (令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①aに基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

リ 木質接着パネル工法の評価対象建築物における基準

(新設)

② (略)

(新設)

木質接着パネル工法（木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第1第13号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれか（地階を除く階数が2以上の評価対象建築物、延べ面積が300㎡を超える評価対象建築物又は高さが16mを超える評価対象建築物にあつては、aに限る。）に適合していること。

a 評価対象建築物の地上部分について、令和7年国土交通省告示第〇号（以下このりにおいて「告示」という。）第11第1号又は第2号の規定に定めるところによりする構造計算（これらの規定における令第82条第4号及び第82条の4に定めるところによりする構造計算の部分を除く。）によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

b 次の（i）から（iii）までの規定に適合していること。

（i） 各階の張り間方向及び桁行方向につき、耐力壁の長さ、当該耐力壁の水平力に対する1m当たりのせん断耐力を1.96で除して得た数値を乗じて得た長さの合計（1-4（3）リ①b（i）において「存在壁量」という。）が、当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するものを設ける場合にあつては、当該階の床面積に昭和56年建設省告示第1100号第3第2項に規定する小屋裏面積を加えた面積）にホ①の式により計算した数値及び耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値を乗じて



得た数値以上となるように、耐力壁を設置すること

。

(ii) 木質接着複合パネル上下端の接合部に必要とされる引張力が、当該接合部の引張耐力を超えていないものであることが、当該木質接着パネル（耐力壁であるものに限る。）及び当該接合部の周囲の耐力壁の種類及び配置を考慮して確認されていること。

(iii) 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種類、寸法、量及び間隔が設定されていること。

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①aに基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第36条から第38条までの規定及び告示の規定に適合していること。

(4) (略)

#### 1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからリまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省

(4) (略)

#### 1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省

告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① （略）

② 令第82条の5第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって同条第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、同条第1号、第2号及び第5号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ロ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第82条第1号から第3号まで及び第82条の2に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1の1-2(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下1-2において「耐震等級（損傷防止）に応じた倍率」という。）を乗じて適用するものとし、令第82条の2中「第八十八条第一項に規定する地震力」とあるのは「第八十八条第一項に規定する地震力に評価方法基準に規定する耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成19年国土交通省告示第594号第2第3号イ中「第88条第1項に規定

告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① （略）

② 令第82条の5第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって同条第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第1号、第2号及び第5号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ロ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第82条第1号から第3号まで及び第82条の2に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1-2(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下1-2において「耐震等級（損傷防止）に応じた倍率」という。）を乗じて適用するものとし、令第82条の2中「第八十八条第一項に規定する地震力」とあるのは「第八十八条第一項に規定する地震力に評価方法基準に規定する耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成19年国土交通省告示第594号第2第3号イ中「第88条第1項に規定する

する地震層せん断力係数」とあるのは「第88条第1項に規定する地震層せん断力係数に評価方法基準に規定する耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① （略）

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、告示第18第1号、第2号及び第5号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、次のa及びb（等級1への適合判定にあつてはb）に掲げる基準に適合していること。

a （略）

b 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5、aに基づく構造計算により同等以上の安全性が確

地震層せん断力係数」とあるのは「第88条第1項に規定する地震層せん断力係数に評価方法基準に規定する耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① （略）

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、告示第18第1号、第2号及び第5号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、次のa及びb（等級1への適合判定にあつてはb）に掲げる基準に適合していること。

a （略）

b 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5、aに基づく構造計算により同等以上の安全さが確

かめられた構造計算に関する規定並びに告示第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② (略)

ホ～ト (略)

チ CLTパネル工法の評価対象建築物における基準

CLTパネル工法の評価対象建築物については、1-1(3)チ①から③(等級1への適合判定にあつては②及び③)に掲げる基準に適合していること。

リ 木質接着パネル工法の評価対象建築物における基準

木質接着パネル工法の評価対象建築物については、1-1(3)リ①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)に掲げる基準に適合していること。

(4) (略)

1-3 (略)

1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからリまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

かめられた構造計算に関する規定並びに告示第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② (略)

ホ～ト (略)

チ CLTパネル工法の評価対象建築物における基準

CLTパネル工法の評価対象建築物については、1-1(3)チ①及び②(等級1への適合判定にあつては②)に掲げる基準に適合していること。

(新設)

(4) (略)

1-3 (略)

1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第82条の5第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって同条第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、同条第3号から第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ロ 保有水平耐力計算等による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで(等級 1 への適合判定にあつては②及び③)の規定に適合していること。

① (略)

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって告示第18第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、告示第18第3号か

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第82条の5第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって同条第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第3号から第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ロ 保有水平耐力計算等による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで(等級 1 への適合判定にあつては②及び③)の規定に適合していること。

① (略)

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって告示第18第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、告示第18第3号か

ら第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次のa及びb、等級1への適合判定にあつてはbに掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びにaに基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては1-1(3)ホ⑥に掲げる基準に適合していること。

① 昭和56年建設省告示第1100号(以下この①において「告示」という。)第3第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に適合していること。この場合において、同項中「令第四十六条第四項に規定する木造建築物においては、第一各号」とあるのは「第一各号」と、同項第2号中「次の表」とあるのは「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四

ら第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次のa及びb、等級1への適合判定にあつてはbに掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5、aに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては1-1(3)ホ⑥に掲げる基準に適合していること。

① 昭和56年建設省告示第1100号(以下この①において「告示」という。)第3第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に適合していること。この場合において、同項中「令第四十六条第四項に規定する木造建築物においては、第一各号」とあるのは「第一各号」と、同項第2号中「次の表」とあるのは「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四

十七号) 第5の1の1-4 (3) ホ①の表」とする。

(表 略)

② (略)

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a (略)

b 告示第5第4号(ロに係る部分に限る。)の規定に適合しており、かつ、1-1(3)へ①b(i)及び(ii)の規定に適合していること。この場合において、同号ロ中「次の表四」とあるのは、「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の1の1-4(3)ホ①の表」とする。

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ト (略)

チ CLTパネル工法の評価対象建築物における基準

CLTパネル工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては次の②に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 平成28年国土交通省告示第611号(以下このチにおいて「告示」という。)第9、第10又は第11に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するこ

十七号) 第5の1-4 (3) ホ①の表」とする。

(表 略)

② (略)

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a (略)

b 告示第5第4号(ロに係る部分に限る。)の規定に適合しており、かつ、1-1(3)へ①b(i)及び(ii)の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の表四」とあるのは、「評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の1-4(3)ホ①の表」とする。

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ト (略)

チ CLTパネル工法の評価対象建築物における基準

CLTパネル工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては次の②に掲げる基準に適合していること。

① 平成28年国土交通省告示第611号(②において「告示」という。)第8、第9又は第10に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値

と。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

b 次の(i)及び(ii)の規定に適合していること。

(i) 告示第8第1項第5号(ロに係る部分に限る。)の規定に適合していること。この場合において、同号ロ中「昭和五十六年建設省告示第千百号第三第一項第二号に掲げる数値」とあるのは、「当該階(当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積(張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下この号において同じ。)から当該階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の1の1-4(3)ホ①の表に掲げる数値を乗じて得た数値」とする。

(ii) 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

② (略)

リ 木質接着パネル工法の評価対象建築物における基準

木質接着パネル工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 令和7年国土交通省告示第〇号(以下このリにおいて「

を乗じて適用するものとする。

② (略)

(新設)



告示」という。)第9第1号又は第2号に定めるところによりする構造計算(告示第9第1号における令第82条第4号及び令第82条の4に定めるところによりする構造計算の部分を除く。)によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

b 次の(i)及び(ii)の規定に適合していること。

(i) 各階の張り間方向及び桁行方向につき、存在壁量が、当該階(当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積(張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下この(i)において同じ。)から当該階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものにホ①の表に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、耐力壁を設置すること。

(ii) 1-1(3)リ①b(ii)及び(iii)の規定に適合していること。

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第36条から第38条までの規定及び告示の規定に適合していること。

(4) (略)

1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのい

(4) (略)

1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのい

いずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第82条の5第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって同条第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、同条第3号から第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ロ 保有水平耐力計算等による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

いずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第82条の5第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって同条第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、同条第3号から第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ロ 保有水平耐力計算等による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第3章第8節(令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① （略）

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめられた場合にあつては、告示第18第3号から第5号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次のa及びb、等級1への適合判定にあつては次のbに掲げる基準に適合していること。

a （略）

b 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びにaに基づく構造計算により同等以上の安全性が確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

ホ （略）

(4) （略）

1-6 （略）

1-7 基礎の構造方法及び形式等

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① （略）

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって告示第18第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、告示第18第3号から第5号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次のa及びb、等級1への適合判定にあつては次のbに掲げる基準に適合していること。

a （略）

b 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5、aに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第13第2号ニ、第13第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

ホ （略）

(4) （略）

1-6 （略）

1-7 基礎の構造方法及び形式等

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 直接基礎にあっては、構造方法及び形式(布基礎、べた基礎等)が明示されていること。

ロ (略)

(4) 評価基準(既存住宅)

イ 直接基礎にあっては、目視・計測等により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等において、構造方法及び形式(布基礎、べた基礎等)が明らかになっていること。

ロ (略)

2 火災時の安全に関すること

2-1～2-5 (略)

2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 等級4

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1399号第1第5号から第8号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第3号ハからホまで若しくは第4号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の4第1項第1号ロ(1)を除く。)に掲げる基準(延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。)に適合するもの

b (略)

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 直接基礎にあっては、構造方法(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造等)及び形式(布基礎、べた基礎等)が明示されていること。

ロ (略)

(4) 評価基準(既存住宅)

イ 直接基礎にあっては、目視・計測等により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等において、構造方法(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造等)及び形式(布基礎、べた基礎等)が明らかになっていること。

ロ (略)

2 火災時の安全に関すること

2-1～2-5 (略)

2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 等級4

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1399号第1第4号から第6号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第3号ハからホまで若しくは第4号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の4第1項第1号ロ(1)を除く。)に掲げる基準(延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。)に適合するもの

b (略)

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の

a 又はbのいずれかに該当するものであること。ただし、外壁によって屋内と防火上有効に遮られている場合にあつては、この限りでない。

a 令和元年国土交通省告示第195号第5のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの

b (略)

ロ 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。イ②ただし書の規定は、この場合について準用する。

a 平成12年建設省告示第1358号第5第2号ハ又はニに掲げる構造方法を用いたもの

b・c (略)

ハ 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1359号第1第1号ロからホまで若しくは第2号ロのいずれかに掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1399号第1第7号に掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1358号第1第5号ハからヘまでのいずれかに掲げる構造方法又は平成12年建設省告示第1362号第1第2号若しくは第3号若しくは第2第2号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの

b・c (略)

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。イ②ただし書の規定は、この場合について準用する。

a 又はbのいずれかに該当するものであること。ただし、外壁によって屋内と防火上有効に遮られている場合にあつては、この限りでない。

a 令和元年国土交通省告示第195号第5第2号又は第3号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの

b (略)

ロ 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。イ②ただし書の規定は、この場合について準用する。

a 平成12年建設省告示第1358号第5第2号ハに掲げる構造方法を用いたもの

b・c (略)

ハ 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1359号第1第1号ニ若しくはホ若しくは第2号ロのいずれかに掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1399号第1第7号に掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1358号第1第5号ハからヘまでのいずれかに掲げる構造方法又は平成12年建設省告示第1362号第1第2号若しくは第2第2号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの

b・c (略)

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。イ②ただし書の規定は、この場合について準用する。

- a 平成12年建設省告示第1359号第2第2号又は第3号に掲げる構造方法を用いたもの
- b・c (略)
- (4) (略)
- 2-7 耐火等級(界壁及び界床)
- (1)・(2) (略)
- (3) 評価基準(新築住宅)
- イ 等級4
- 次に掲げる基準に適合していること。
- ① 評価対象住戸の界壁が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1399号第1第1号から第4号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第1号ハからホまで若しくは第2号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の4第1項第1号イ(1)及び(3)を除く。)に掲げる基準に適合するもの
- b (略)
- ② (略)
- ロ・ハ (略)
- (4) (略)
- 3 劣化の軽減に関すること
- 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)
- (1)・(2) (略)
- (3) 評価基準(新築住宅)
- 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定(構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。)に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。
- イ 木造

- a 平成12年建設省告示第1359号第2第2号に掲げる構造方法を用いたもの
- b・c (略)
- (4) (略)
- 2-7 耐火等級(界壁及び界床)
- (1)・(2) (略)
- (3) 評価基準(新築住宅)
- イ 等級4
- 次に掲げる基準に適合していること。
- ① 評価対象住戸の界壁が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1399号第1第1号から第3号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第1号ハからホまで若しくは第2号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の4第1項第1号イ(1)及び(3)を除く。)に掲げる基準に適合するもの
- b (略)
- ② (略)
- ロ・ハ (略)
- (4) (略)
- 3 劣化の軽減に関すること
- 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)
- (1)・(2) (略)
- (3) 評価基準(新築住宅)
- 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定(構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。)に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。
- イ 木造

① 等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ1 m以内の部分が、次の（i）から（iii）までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅<sup>き</sup>にあつては、防蟻処理を要しない。

（i） 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の（イ）から（ニ）までのいずれかに適合するものであること。

（イ） ・ （ロ） （略）

（ハ） 軸組等に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（令和7年農林水産省告示第195号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格をいう。以下同じ。）に規定する心材の耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

（ii） ・ （iii） （略）

b～h （略）

②・③ （略）

ロ～ニ （略）

① 等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ1 m以内の部分が、次の（i）から（iii）までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅<sup>き</sup>にあつては、防蟻処理を要しない。

（i） 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の（イ）から（ニ）までのいずれかに適合するものであること。

（イ） ・ （ロ） （略）

（ハ） 軸組等に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格をいう。以下同じ。）に規定する心材の耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

（ii） ・ （iii） （略）

b～h （略）

②・③ （略）

ロ～ニ （略）

(4) (略)  
4～11 (略)

(4) (略)  
4～11 (略)



(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部改正)

第二条 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成二十一年国土交通省告示第二百九号)の一部を次のように改正する。

第3の2(2)③中「チまで」を「リまで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中評価方法基準第5の3の3イ①a(i)ハの改正規定は、製材の日本農林規格(令和七年農林水産省告示第百九十五号)の施行の日(令和七年七月三十日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

2 次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二 前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅